

議員提出意見書案第 4 号

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 6 年 6 月 1 9 日

総務常任委員長 相 楽 健 雄

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

地方財政の充実・強化を求める意見書

被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要がある。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されているが、公共サービスの質の確保を図るためにも、安定的かつ地域偏在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要である。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保障した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要がある。

よって、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大に向けて、政府に対して下記の対策を求める。

記

- 1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するものではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財源需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大を図ること。
- 3 復興交付金については、国の関与の縮小を図るとともに採択要件を緩和し、被災自治体が復興事業において、より柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。
- 4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保を図った上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域偏在性の縮小を

目指す観点から、現行の外形標準課税の充実を図ること。

- 5 人件費削減など、行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 日

福島県須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

宛

財務大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

経済産業大臣

議員提出意見書案第 5 号

更なる年金削減の中止を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 6 年 6 月 1 9 日

生活産業常任委員長 八 木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

更なる年金削減の中止を求める意見書

厚生労働省は、年金の特例水準を解消するとして、支給額を平成 25 年 10 月から 1%、平成 26 年 4 月から 0.7%削減し、平成 27 年 10 月にも 0.5%削減することとしている。

年金の削減は、特例水準の解消を理由としているが、平成 26 年 4 月からは消費税も増税され、灯油や生鮮食料品、医療費の値上がり、さらには社会保険料の引上げ等によって高齢者の生活は一層厳しさを余儀なくされており、実情にまったくそぐわない措置であると言わざるを得ない。

平成 25 年 12 月に年金額改定通知書が届いてからの年金受給者による行政不服審査請求は、全国でも 12 万 6,000 人、福島県でも 2,350 人を超えたと報じられており、年金削減による高齢者の怒りや不安は今後ますます高まることが予想される。年金の削減は消費を冷え込ませ、国の経済にも影響を与えるものである。

特に、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に苦しんでいる福島県にあっては、高齢者のみならず全ての県民にとって大きな痛手であり、安倍首相の掲げる福島再生や経済の好循環の政策に逆行するものである。

年金削減に続き、更に政府はマクロ経済スライドの実施による連続的な年金削減や受給年齢の引上げを立法化しようとしており、年金制度の改悪によって、若者を中心に一層年金離れが進み、年金制度への信頼が更に低下することが懸念される。

よって、高齢者の生活と地域経済を守るためにも、更なる年金の削減を中止することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 日

福島県須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

内閣総理大臣

財務大臣

宛

厚生労働大臣

議員提出意見書案第 6 号

原発再稼働・核燃料サイクルを推進するエネルギー基本計画案の撤回を
求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀
川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定
により提出します。

平成 26 年 6 月 19 日

生活産業常任委員長 八 木 沼 久 夫

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

原発再稼働・核燃料サイクルを推進するエネルギー基本計画案の撤回を
求める意見書

レベル7という史上最悪の福島第一原発事故から3年が過ぎたが、いまだに事故原因が解明されず、現場では汚染水が毎日400トンも増加しており、度重なる高濃度汚染水漏れ、冷却一時停止等大小トラブルが続発する危機的状況が続いている。

このような非常事態が続いているにもかかわらず、政府は収束宣言を撤回せず、福島第二原発の廃炉も明言していない。さらには、原発を重要なベースロード電源と位置付け、原子力規制委員会の基準に適合した場合は再稼働を進めることや、核燃料サイクルについても推進を明記した中長期的なエネルギーの政策の指針となるエネルギー基本計画案を決定した。

原発は、いったん事故を起こせば、どんなに厳重な管理をしようと人の手でコントロールできない危険があり、安全で安価な神話は崩れるとともに未完の技術であることが明らかとなった。

事故収束と廃炉の見通しが立たず、使用済み核燃料の処分さえできないというのが核エネルギーであり福島第一原発の事故の実態である。

今必要なことは、原発の再稼働ではなく地域の経済循環と新しい雇用を生み出す地域密着型の再生可能エネルギーの普及への転換である。併せて、省エネルギーの政策も必要である。

よって、政府に対し、原発再稼働・核燃料サイクルを推進するエネルギー基本計画案を撤回し、福島第一原発の危機的状況の打開に全責任を持ち解決することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月 日

福島県須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官 宛

文部科学大臣

経済産業大臣

環境大臣

復興大臣

議員提出意見書案第 7 号

手話言語法制定を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 2 6 年 6 月 1 9 日

教育福祉常任委員長 丸 本 由 美 子

須賀川市議会議長 市 村 喜 雄 様

手話言語法制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に成立した改正障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、国においては、手話言語法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 日

福島県須賀川市議会議長 市 村 喜 雄

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣